

## 障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第6項の規定により，障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について，次のとおり公表します。

令和5年3月28日

東 海 村 長  
東海村教育委員会  
東 海 村 議 会  
東海村農業委員会  
東海村監査委員

### 1 目標の達成状況

#### (1) 採用に関する目標

機 関 名	村長部局，教育委員会事務局
目 標	実雇用率（毎年6月1日現在）について，各年度，当該年6月1日時点の法定雇用率を満たす。
評価方法	実雇用率については，法第40条の規定に基づく障害者任免状況通報により把握し，進捗を管理していく。
達成状況	令和4年6月1日時点における実雇用率は2.46%であり，法定雇用率（2.6%）を下回ったが，法定雇用障害者数は満たす結果となった（1人未満の端数処理の都合）。

機 関 名	議会事務局，農業委員会事務局，監査委員事務局
目 標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
評価方法	理解度をアンケート調査により把握し，進捗を管理していく。
達成状況	アンケートを実施し，所属職員12名からの回答により，次のとおり初期値を把握した。 ○障害者雇用促進法の内容に係る理解度 58.3% ○法定雇用率以上の割合による障害者の雇用義務 91.6% ○障害者活躍推進計画の策定の事実 50%

(2) 定着に関する目標

機 関 名	村長部局
目 標	不本意な離職を極力生じさせない。
評価方法	障害者である職員について、障害者任免状況通報の時点における定着状況を把握し、進捗を管理していく。
達成状況	不本意な離職は生じなかった。

機 関 名	村長部局
目 標	満足度について、初年度の数値以上を満たす。 ※計画初年度は目標を設定せず、実態に関するデータを収集する。
評価方法	現に就労する障害者である職員について、アンケート調査により把握し、進捗を管理していく。
達成状況	アンケート調査を実施し、障害者である職員8名からの回答において、東海村役場に就職し、現在働いていることについて「満足（どちらかと言えば満足）」と回答した職員の割合は、100%であった。 ※令和3年6月時点：87.5%

機 関 名	村長部局
目 標	ワーク・エンゲージメントについて、初年度の数値以上を満たす。 ※計画初年度は目標を設定せず、実態に関するデータを収集する。
評価方法	現に就労する障害者である職員について、数値をアンケート調査により把握し、進捗を管理していく。
達成状況	アンケート調査を実施し、障害者である職員8名からの回答において、次のとおり数値を把握した。 ○仕事に誇りや、やりがいを感じていると思う 100% ○仕事に熱心に取り組んでいると思う 100% ○仕事から活力を得ていきいきしていると思う 100% ※令和3年6月時点 ○仕事に誇りや、やりがいを感じていると思う 87.5% ○仕事に熱心に取り組んでいると思う 100% ○仕事から活力を得ていきいきしていると思う 75.0%

## 2 取組の実施状況（各任命権者共通）

### （1）障害者の活躍を推進する体制整備について

○障害者である職員（会計年度任用職員）について、引き続き、水戸公共職業安定所の「職場適応支援者」を活用し、職場適応に向けて支援した（R4.4月～R5.3月 計8回、相談対応による支援実施）。

### （2）障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出について

○障害者である職員一人ひとりの障害の特性や能力、本人の希望等を踏まえた人員配置に努めた。

### （3）障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○障害者である職員が働きやすい職務環境の実現を図るため、引き続き、エレベーターや多目的トイレ、障害者専用駐車スペース等を維持管理したほか、廊下や執務室内の十分な通路幅を確保した。

○村の会計年度任用職員の任用においては、公募によらない「従前の勤務実績に基づく能力の実証による再度任用」ができるのは原則2回まで（最大3年）とされていることから、令和5年度の任用について公募による採用を実施し（R5.2月）、7名を採用した。

○令和5年度の採用者についても、水戸公共職業安定所に対し「職場適応支援者」を活用し、職場適応に向けて支援できるよう依頼した。